

鳥取県告示第682号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大西 喜久子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市河崎1744-28
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、消費者に対して、消費生活に関する相談・苦情処理、消費者への情報提供・啓発に関する事業を行い、消費者の権利の確立及び自立を支援することにより、消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員の職務
 - (2) 総会の権能、議決、表決権等及び議事録
 - (3) 理事会の表決権等
 - (4) 資産の構成、事業計画及び予算、暫定予算及び定款の変更